

『サーダナ・マーラー』 Nos.129 ~ 131, 174 における チュンダー女尊について

園 田 沙弥佳

1. はじめに

密教において様々な現世利益的な功德を期待された陀羅尼 dhāraṇī は、7~8 世紀頃のインド後期密教時代において主に女尊として神格化され、信仰の対象となった。陀羅尼の尊格としては、五護陀羅尼 Pañcarakṣā に含まれるマハーブラティサラー (Mahāpratisarā, 大随求明妃) やマハマーユリー (Mahāmāyūrī, 孔雀明妃)、マーリーチー (Mārīcī, 摩利支天) 等が知られている。本研究で取り上げるチュンダー (Cundā, 准胝, 尊那) もまた陀羅尼と関連する女尊であり、初期密教経典に属する『准胝陀羅尼』が神格化した尊格である。

チュンダー像はネパールやチベットで多くの作例は見られていないものの、インドで出土した女尊の作例のうち、ターラーやマーリーチーに続いて3番目に多いとされる¹。日本では「准胝観音」の名称でも知られており、六観音のグループに属する例もある一方²、インドでは元来女神として信仰されていた。インド後期密教文献に属する成就法集『サーダナ・マーラー』 *Sādhanamālā* (略号 SM³) では、単独あるいはマンダラの一尊としてのチュンダーが観想対象として説かれる。チュンダー単独の成就法は SM Nos.129-131 の3種が収録されている。なお、チュンダーを中尊とするマンダラは収録されていないが、No.174 「八臂のクルクッラー成就法」(Aṣṭabhujakurukullāsādhana) ではクルクッラーマンダラの北東に配される。

インド密教におけるチュンダーに関する先行研究は、酒井眞典氏による『サーダナ・マーラー』 Nos.129-131 「チュンダー成就法」の梵文和訳⁴がなされている。近年では佐久間留理子氏によってチュンダーが観音と結びつけられた背景について言及されており、『カーランダ・ヴェーハ・スートラ』に『准胝陀羅尼』が含まれること等が指摘されてい

1 (森 2017:119)

2 真言宗(特に小野流)においては、聖観音、馬頭観音、十一面観音、千手観音、如意輪観音に准胝観音を加えて六観音とする。なお、天台宗では准胝観音に代わって不空絹索観音を数える(森 2017:112)。^[佐久間 2015:180]ではエローラ石窟の作例に観音とチュンダーが至近距離に存在していること等の理由から両者は近い関係にあったと考察されている。

3 [Bhattacharya, Benoytosh, ed.1968a]によって校訂がなされている。以下の SM No. は本校訂本に基づく。

4 (酒井 1989)

る⁵。また、オリッサで発見された一面四臂のチュンダーを中尊とする九尊曼荼羅について、『仏説持明藏瑜伽大教尊那菩薩大明成就儀軌經』（以下『尊那菩薩儀軌』と称する）と『マーヤーラージャ・タントラ広釈』に見られるチュンダーの九字真言が尊格化された作例であることが、田中公明氏によって論証された⁶。森雅秀氏による研究ではテキストや作例について包括的に扱われている。その中で、チュンダーの蓮台を支える二龍王があらわれる一面十八臂のチュンダー像に関しては、既に存在していた作例を基にテキストが作成されたことが指摘されている⁷。筆者は上記先行研究で取り上げられていない SM No.174「八臂のクルクラー成就法」を取り上げ、敬愛法のマンダラに見られるチュンダーの特色について述べた⁸。本研究では、上記で扱ったテキスト（SM Nos.129-131, 174）、および、対応するチベット語訳等のテキストを用いた翻訳研究を中心に、SMに見られるチュンダー成就法の機能について考察する。なお、付録として本論文末尾に SM Nos.129-131 の和訳と内容構成を比較した一覧表、および、No.174 の和訳を付した。

2. 女尊チュンダーと陀羅尼

チュンダーの名称の由来には諸説あるが、そもそもチュンダー Cundā という語はサンスクリット語の動詞√cud（促す、鼓舞する）に由来することが定説とされている⁹。前述の通りチュンダーはインドにおいて女神として信仰され¹⁰、漢訳經典では「七十万の仏の母」という意味を持つ「七俱胝仏母」とも称される¹¹。

チュンダーに関連する陀羅尼については、8C 前半頃にシャーンティデーヴァ Śāntideva が著した『学処集成』Śikṣāsamuccaya¹² に Cundā dharanī の概要が記されている。また、漢訳では以下の3本の經典が『准胝陀羅尼』として見なされている。

5 (佐久間 2015a) (佐久間 2015b)

6 (田中公明 2016)

7 (森 2017)

8 園田沙弥佳 2022 「『サーダナ・マーラー』におけるチュンダーの成就法」『印度學仏教學研究』71号、日本印度學仏教學会、pp.151-155

9 ドゥルガーの異称であるヒンドゥー教の女神チャンディーやチャンディカーをチュンダーの根源とする説に対し、[森 2017: 112-114] では、チャンディー Caṇḍī あるいはチャンディカー Caṇḍikā の「ṇḍ」（反舌音）と Cundā の「nd」（齒音）は、インドにおいて明確に区別されることを指摘している。また、日本ではチュンダーの原語を「チュンディー」（Cundī）としていることに対し、『准胝陀羅尼』に現れるチュンデー Cunde の音写字（女性系・単数・呼格）が誤って復元された可能性が高いという。（田中 2016: 50）

10 (森 2017:112)

日本の現図胎藏マンダラにおいてチュンダーは蓮華部院（観音院）ではなく、遍知院に一面十八臂の姿で配置される。[佐久間 2015:180] [佐久間 2015b:190] では、観音信仰の經典であるサンスクリット・テキストの『カーランダ・ヴューハ・ストラ』に『准胝陀羅尼』が説かれていることから、この陀羅尼を介して観音とチュンダーが結びついた背景の一つであることが指摘している。

11 『准胝陀羅尼』の冒頭に現れる帰敬偈（「七俱胝の正等覚者を礼拝する」）に関連すると推測されている（田中公明 2016:50）

12 Bendall, Cecil. 1897-1902. Çikṣāsamuccaya, A Compendium of Buddhistic Teaching Compiled by Çāntideva chiefly from Earlier Mahāyāna-sūtras. Bibliotheca buddhica 1. St. Pétersbourg: Commissionnaires de l'Académie Impériale des Sciences. p. 173

①地婆訶羅訳『仏説七俱胝仏母心大准提陀羅尼經』(大正 1077、A.D.686)

②金剛智訳『仏説七俱胝仏母准提大明陀羅尼經』(大正 1075、A.D.725)

③不空訳『七俱胝佛母所説准提陀羅尼經』(大正 1076、A.D.746-771)

また、チュンダーのマンダラについて詳細に説かれている儀軌は以下の経典が挙げられる。

④法賢訳『仏説持明蔵瑜伽大教尊那菩薩大明成就儀軌經』(大正 1169、A.D.994 年)

これらの経典のうち、最も早い訳出とされる地婆訶羅訳では、陀羅尼の功德による菩薩律儀戒の保持やマンダラの作壇法、紐や楊枝を用いた治病法が説かれる¹³。その他、訴訟に勝ち、盗賊や悪獣、水難、火難、捕縛等の難から解放され、国で水害、旱魃、疫病があっても消滅する等といった現世利益的な功德も確認される¹⁴。地婆訶羅訳に説かれる現世利益的な功德は、五護陀羅尼に含まれる『大随求陀羅尼』の初漢訳本¹⁵である『随求即得自在陀羅尼神呪經』等の陀羅尼の功德とも共通する。特に本陀羅尼は疫病消除について繰り返し説かれており、五護陀羅尼の一つ『大護明陀羅尼』の主要なテーマである疫病退散の功德とも共通する¹⁶。

[森 2017: 114]によると、①～③はほぼ同じテキストを用いて翻訳された異本であるという。地婆訶羅訳より後代の金剛智訳、不空訳では一面十八臂のチュンダーの観想法や画像法、四修法等が含まれるようになり、内容が大幅に増広されている。[大塚 2013: 754-755]では、経典の増広に関しては不空訳『仏頂尊勝陀羅尼念誦儀軌法』においても同様のことが生じていることから、金剛智訳・不空訳の時点で四種法の体系が確立していたことが指摘されている。また、画像法に関しては金剛智訳、不空訳に共通して説かれることから、漢訳者が独自に付加したものではないことが[森 2017: 115-116]で言及されている。

インドで出土したチュンダー像は一面四臂で鉢 pātra を持つ姿が多く、この図像的特色は SM Nos.129-131 の記述とも共通する¹⁷ (SM に説かれるチュンダーの尊容については以下表 1 参照)。他方、金剛智訳と不空訳、および、現図胎蔵マンダラの尊容と一致する一面十八臂像の作例も発見されていることから、両系統のチュンダーの尊容が並行して存在していたとみられている¹⁸。特に、漢訳経典に見られる一面十八臂のチュンダーは、蓮華の台を二龍王(難陀、跋難陀)が支えており、実際にベンガル地方・ビハール地方で作例

13 病気の者の姿かたちを絵にかき、楊枝で打てば病が消えるという。

14 大塚氏(2013:12)の分類によると本経典は初期密教時代の第3期(6世紀後半～7世紀前半)にあたる。

15 (大塚 2013: 755)

16 なお、サンスクリット系統の『大護明陀羅尼』に説かれるヴァイシャーリー疫病消除説話は『説一切有部律』「薬事」の内容と類似する(園田 2022)(Sonoda 2022)

17 マンダラ儀軌が説かれる『ニシュパンナ・ヨーガーヴァリー』(Niṣpannayogāvalī)ではNo.20 文殊金剛マンダラ、No.21 法界語自在マンダラ、No.26 時輪マンダラにチュンダーの姿が説かれており、それぞれ三面二十六臂、一面二臂、一面四臂であらわされる。

18 (田中 2017:32)

	No.129	No.130	No.131	No.174
題名	チュンダー成就法	チュンダー成就法	チュンダー成就法	八臂のクルクツラー成就法
本尊	チュンダー	チュンダー	チュンダー	クルクツラー
種字	cum (第3列の初めの字(c)と第5番目の字(u)が半月と傘で飾られる字)	白い cum	cum	
体色	秋の月の光 (白)			赤
顔の数	一面			
臂	四臂			
冠				五如来の冠
右手	与願印/鉢 (※)			与願印/矢
左手	経典に印づけられた蓮華/鉢 (※)	経典と蓮華/鉢 (※)		蓮華/弓
座			サットヴァパルヤンカ	金剛結跏趺坐
真言	オーム、チャレー、チュレー、チュンダーよ、スヴァーハー			
行者の印	合掌し、両人差し指を中指の中央で円形に密着させ、両親指を添える			
登場する尊格名	金剛香女 vajra-dhūpe 金剛華女 vajra-puṣpe 金剛灯女 vajra-dīpa 金剛塗女 vajra-gandhe 金剛食 (飯) 女 vajra-naivedye [※いずれも供養の真言中に現れる]			[中央] クルクツラー [四方] (東) ブラサンナ・ターラー、(南) ニュシュパンナ・ターラー、(西) ジャヤ・ターラー、(北) カルナ・ターラー [四維] (イーシャーナ・北東) チュンダー、(アグニ・南東) アパラジター、(ニルリッティ・南西) プラディーパ・ターラー、(ヴァーユ・北西) ガウリー・ターラー [四方の門] (東門) ヴァジュラヴェーターリー、(南門) アパラジター、(西門) エーカジャター、(北門) ヴァジュラガンダーリー

表 1. SM に説かれるチュンダーの図像的特色等一覧

(この表は [Bhattacharya: 1968a] を基に筆者が作成した。[※] 印は持物を両手で持つことを示す)

が確認されたという。この形式は釈尊伝の舎衛城の神変が前例になっており、既存の作品の特徴からテキストが作成されたことが [森 2017: 128-131] において指摘されている。なお、SM のチュンダー成就法では二龍王の存在は確認されない。次章では SM に説かれる単独のチュンダー成就法、およびクルクツラーマンダラに配されるチュンダーの成就法次第について述べよう。

3. 『サーダナ・マラー』におけるチュンダー成就法の内容構成

3.1 単独のチュンダー成就法

SM は 11-12C 頃にインドの学匠アバヤカラグプタ Abhayākara Gupta によって編纂され、1968 年にバッタチャリヤによって校訂された成就法集である。SM に説かれるチュンダー成就法のうち、比較的詳細に説かれている No.129 を取り上げ、No.130, 131 と比較をした上で概要を述べる¹⁹ (それぞれの和訳は本論末尾の付録 A を参照)。以下の表 2 はチュン

19 和訳に際して、バッタチャリヤ校訂本 (Bhattacharya: 1968a) No.129 を底本とし、対応するチベット語訳 (D No.3346)、『サーダナ・シャタカ』(Gudrun Bühnemann 1994: Sādhanaśataka) No.38 (SM No.129 に対応)、および、酒井氏の和訳 (1989)、近年の先行研究を適宜参考にした。なお、酒井氏訳ではサンスクリット・テキストと和訳が示されており、チベット語訳は考察対象に含まれていない。その他、[Bhattacharya: 1968a] No.130-131、および、対応するチベット語訳 (D Nos.3214, 3246)、『サーダナ・シャタパンチャーカー』(Gudrun Bühnemann 1994: Sādhanaśata-pañcāśikā) No.106 (SM No.131 と対応) を併せて参照した。

ダー成就法の各次第である。[] 内の数字と見出しは筆者が付した。

No.129	No.130	No.131
[0] 帰敬偈 [1] 本尊観想の準備 [1.1] 種字の観想 [1.2] 供養女の真言 [1.3] 三帰の偈 [1.4] 空性の観想 [1.5] 一切諸法の清浄性の観想 [2] チュンダーの観想と神秘的合一 [3] 行者の行為 [3.1] 印による守護 [3.2] チュンダー印の結印 [3.2] マントラ	[1] 本尊観想の準備 [1.1] 種字の観想 [1.2] 七種無上供養 [1.3] 三帰の偈 [1.4] 四梵住の観想 [1.5] 空性の観想 [2] チュンダーの観想と神秘的合一 [3] 行者の行為 [3.1] 印の布置 [3.2] 結印 [3.3] マントラ	[1] 本尊観想の準備 [1.1] 種字の観想 [1.2] 供養女の真言 [1.3] 三帰の偈 [1.4] 空性の観想 [2] チュンダーの観想と神秘的合一 [3] 行者の行為 [3.1] 印による守護 [3.2] マントラ [3.3] 結印

表2. SM における単独のチュンダー成就法の内容構成

(この表は [Bhattacharya: 1968a] Nos.129-131 を基に筆者が作成した。
なお、Nos.129-131 間を比較して独自の要素を持つ内容には下線を付した)

SM No.129 「チュンダー成就法」次第

[0] 帰敬偈

マハルディカー (大神通力) を持つチュンダーに帰依する。

[1] 本尊観想の準備

まず、真言行者は自身の心臓の月輪の中央において、第3列の初めの字 (c) であり、第5番目の字 (u) によって書かれた、半月としずくによって飾られている種字 (cum 字²⁰) を観想する ([1.1])²¹。次に、「オーム、金剛香女よ (vajra-dhūpe)、フーム、オーム、金剛華女よ (vajra-puṣpe)、フーム、オーム、金剛灯女よ (vajra-dīpa)、フーム、オーム、金剛塗女よ (vajra-gandhe)²²、フーム、オーム、金剛食 (飯) 女よ (vajra-naivedye)、フーム」というマントラで供養する ([1.2])。それから『三宝は私の庇護所である。すべての罪を懺悔する。世間の福德に随喜し、心を仏菩提に留める』等²³と説くべきであるという ([1.3])。続けて、空性智金剛の真言によって空性の観想を行い ([1.4])、浄三業の真言²⁴によって一切諸法の清浄性の観想を行う ([1.5])²⁵。

[2] チュンダーの観想と神秘的合一

その後、以前説いた種字から生じた聖なる女尊チュンダーの姿を自身に観想する。そ

20 𑖀

21 SM Nos.130,131 では単に「cum 字」あるいは「白い cum 字」と説明される。「第3列」(trfiya-varga) に相当する部分は、『サーダナ・シャタパンチャールシカー』では tri-varga となっている。

22 (北村太道 1974 「チベット文『金剛界大曼荼羅諸尊建立』和訳研究」『密教文化』107. p. 78)

23 この偈は『アドヴァヤヴァジュラ著作集』「悪見破斥 Kudrṣṭinirghātana」に記される三帰の偈一部と共通する (氏家 昭夫 1974 「ネパールの仏教儀礼の紹介」『密教文化』105. 密教研究会. p.91、密教聖典研究会 『アドヴァヤヴァジュラ著作集』 pp.214-215)

24 (秋山学 2012 「呉音から西洋古典語へ (第1部) 印欧語文献としての弘法大師請来密教経典」『文藝言語研究. 言語篇』61. 筑波大学文藝・言語学系. p.10)

25 No.130 では七種無上供養 (pāpa-deśanādi-sapta-vidhānuttara-pūjā) について明示されており、本尊と合一するための精神的準備を行うことが説かれている。

の姿は秋の月の光の²⁶4臂(のうち)、右に与願印、左に經典に印づけられた蓮華²⁷、2つの手で鉢を持つ。一切の装飾品で飾られ、蓮華の(上の)月(輪)に坐す。

[3] 行者の身体的行為

そして、心臓と眉間と首と頭において守護をなす([3.1])。チュンダー印の結び方は、両手で合掌して、両人差し指を円形(イヤリングのような形)で中指の中央につけ、両親指を傍に近づける²⁸([3.2]、図1参照)。その後、「オーム、活動する女神よ(cale)、奮い立つ女神よ(cule)、チュンダーよ(cunde)、スヴァーハー」というマントラが説かれる([3.3])。

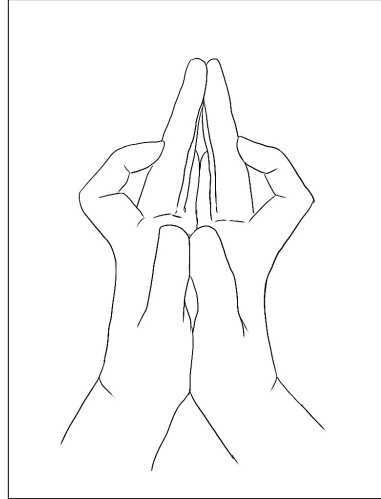


図1. SM No.129～131に説かれるチュンダー印(筆者作成)

以上がNo.129の内容構成である。本成就法を含む単独のチュンダー成就法を比較すると、次第の順番や内容²⁹に若干相違があるが、尊容や印相、マントラは一致している。特に、No.129～131で共通する与願印を結ぶ姿やマントラは、チュンダーのもつ活動的な生類の救済が示されているとされる³⁰。また、行者が結ぶ印も共通して説かれており、No.129では「チュンダーの印」(cundāyā-mudrā、以下チュンダー印と称する)と呼ばれている。尊格の観想後に行者が身体各所に結び、チュンダーのマントラを唱えるこの印は、法賢訳『尊那菩薩儀軌』の「尊那菩薩根本印」と呼ばれる印の結び方と類似している。この『尊那菩薩儀軌』では二手の拳から展開する点に相違があるものの(SM No.129～131では合掌より展開)、中指、人差し指、親指の形や、印を結びチュンダーの真言を唱えることが共通している³¹。

26 Tib「(秋の月の)ような」。SMおよび漢訳に共通してみられるチュンダーの体色を示唆する「秋の月」śaraccandra (Tib. ston ka' i zla ba)とは、先行研究において「白」のほか(佐久間 2015:185)、「黄」とする説もある(森 2017:117, 118表2)。No.130では「白いcam字」を観想し、その後再び種字から「秋の月のような色」のチュンダーを観想することから、ここでは「白色」を採用した。

27 チュンダーの持ち物のうち、Nos.129-131で共通して説かれる pustaka-aṅkita-padma の訳について、ここでは「經典に印づけられた蓮華」を採用した。先行研究では、[酒井 1989: 91]は「塑像に特徴づけられた蓮華」、[森 2017:117 および 118表2 (Nos.129-131)]は「梵夾を載せた蓮華」、[佐久間 2015:185 (SM No.130)]は「経函に印づけられた蓮華」、[頼富・下泉 1994: 203 (典拠とする成就法に関しては不明)]には「経巻をのせた蓮華」とある。

28 Tib 重ねる

29 例えば、印を身体各所の4か所で結ぶことによる守護を説く場面について、No.130のみ「布置(すべき)(nyaset)の語が用いられている。

30 (佐久間 2015: 185-186)

31 「次結尊那菩薩根本印。以二手作拳。二中指如針。二頭指安中指節。二拇指安頭指側。安頂上成印。結此印時。誦尊那菩薩根本大明。而於自身作大擁護。時行人於結印誦明時。得尊那菩薩歡喜觀視」(大正 No.1169, 20卷 688頁 a段 11行 -15行)

またこの印は、真言行者が経を読誦する時や、諸作法の結印の前に結誦するという護身法に含まれる「被甲護身印」にも類似している。被甲護身印とは、その身体の各所（額、右肩、左肩、心（蔵）、喉）に結び、如来の大慈大悲の甲冑を被ることで有情を救済し、煩惱や業障、諸の悪趣から護られ、速やかに無上菩提を証するという³²。被甲護身印の典拠とされる不空訳『無量壽如来観行供養儀軌³³』（以下『無量寿軌』と称す）は密教的立場から極楽往生を目指し、浄土教と結びつくといわれる密教儀軌であるという³⁴。本儀軌で説かれる被甲護身印とチュンダー印を比較すると、被甲護身印は小指と薬指を交差することや、人差し指は中指に触れないという点でチュンダー印とは異なる一方、中指を立てて人差し指を鉤の形にし、親指を並べることが両者で一致している³⁵。

その他、金剛手（金剛薩埵）の成就法が説かれる『聖なる金剛手成就法』³⁶においても「金剛甲冑の印」としてチュンダー印と同様の印相が説かれる。この印は、合掌して二頭指を中指の背後に合わせ、両親指を中指につけるという³⁷。特に合掌印から展開する点が、チュンダー印の展開と一致する。上記2例は守護の機能を持つ甲冑に関わる印相であり、チュンダー印もこれらの印相に関連する可能性がある。

なお、今回取り上げた SM No.131 と次章で述べる No.174 は、梵文写本の中で最古の年紀（1165年）をもつ³⁸『サーダナ・シャタパンチャーシカー』³⁹に含まれている。また、SM No.129 はアバヤーカラグプタが SM を編む際に基としたテキストに関連する『サーダナ・シャタカ』⁴⁰に収録されていることから⁴¹、初期の成就法集が編まれた頃には、チュンダーの尊容や成就法次第はすでに定まっていたことが考えられる。以下では、クルクッラーマンドラの一尊として説かれているチュンダーの成就法について述べる。

3.3 クルクッラーマンドラにみられるチュンダー

女尊クルクッラーは、密教における四修法のうち敬愛法を成就させる女尊といわれている。SM ではクルクッラーを主尊とする成就法が複数収録されており、その体色は赤もしくは白色で説かれている。以下で述べる SM No.174 は赤色のクルクッラーを中尊として

32 (布施浄明 2004)

33 大正 No.930 『無量寿如来修観行供養儀軌』

34 (中御門敬教 2007)

35 「次結被甲護身印。二小指二無名指。右壓左内相叉。二中指直豎頭相拄。二頭指屈如鉤形。附中指背勿令相著。二大指並豎捻名指。即成。結印當心誦真言。印身五處各誦一遍。先印額。次右肩。次左肩。印心及喉。是爲五處。即起大慈悲心遍緣一切有情。願皆被大慈悲莊嚴甲冑。速令離諸障難。證得世間出世間上上殊勝成就。」(大正 No.930, 19 卷 68 頁 b 段 21 行 -28 行)

36 D 2865

37 (酒井紫朗 1952 「仏陀瞿哩耶の金剛薩埵成就法について」『密教文化』17, 高野山出版社, pp.1-10)

38 (奥山 2005: 174-175) (Bendall 目録 Add.1686)

39 (Gudrun Bühnemann 1994: No.38)

40 (Gudrun Bühnemann 1994: No.106, No.67)

41 (奥山 2005: 174-177)。[Gudrun Bühnemann 1994] に収録されている『サーダナ・シャタカ』の写本そのものではないという。関連性については奥山 1998 で詳細に検討されている。

おり、チュンダーを含む周囲の尊格の体色や持物は中尊の特色と類似している。本成就法は奥付にインドラブーティ Indrabhūti 作と記されており、先行研究によると 700 年頃に活躍した大成就者と見なされている⁴²。以下、本成就法の概要について述べる。内容構成は次の表 3 に示した⁴³。

SM No.174 「八臂のクルクッラー成就法」次第

[1] 本尊観想の準備

空性の究竟を観想してから ([1.1])、re 字⁴⁴ から変化した日輪の上で hrīh 字を拡散、収縮させて (再び) 広げることを瞑想する ([1.2])。

[2] マンダラの観想⁴⁵

その後、直ちにその上で変化した赤い体色の八臂の女尊クルクッラーを観想する。クルクッラーは赤い八葉蓮華の日輪において金剛結跏趺坐で金剛籠の中央に坐し、主要な両手は降三世印を結び、残りの右手によって鉤、耳まで引いた矢を持ち、与願印を結ぶ。左手に罽索、弓、青蓮華を持ち、一切の装飾で飾られた女神を観想する ([2.1])。中尊クルクッラーの東には、ブラサンナターラー、南にニュシュパンナターラー、西にジャヤターラー、北にカルナターラー、イーシャーナ (北東) にチュンダー、アグニ (南東) にアパラジター、ニルリッティ (南西) にプラディーパターラー、ヴァーユ (北西) にガウリーターラーを観想する。各尊格の体色は赤色、右手に与願印と矢、左手に青蓮華と弓をもち、五如来の冠をつけ、金剛結跏趺坐で坐す ([2.2])。続けて、東門にヴァジュラヴェーターリー、南門にアパラジター、西門にエーカジャター、北門にヴァジュラガンダーリーを観想

SM No.174
[1]本尊観想の準備
[1.1]空性の観想
[1.2]hrīh 字の拡散と収縮
[2]マンダラの観想
[2.1]中尊クルクッラー
[2.2]四方四帷の明妃
[2.3]四方の門衛女
[3]敬愛のための火の供養
[3.1]結印 (降三世印)
[3.2]疲労した時のマントラ
[3.3]敬愛法

表 3. 八臂のクルクッラー成就法内容構成

(この表は [Bhattacharya: 1968a] Nos.129-131 を基に筆者が作成した)

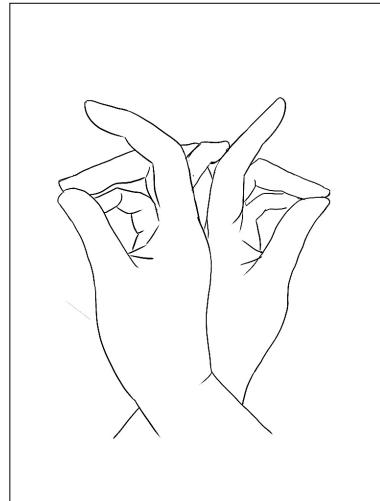


図 2. SM No.174 に説かれる降三世印 (筆者作成)

42 (Bhattacharya, Benoytosh. 1968b: 150)

43 和訳に際しては前に述べた No.129-131 と同様、バクチャリヤ校訂本を底本とし、チベット語訳 (D No.3346)、『サーダナ・シャタパンチャーシカー』No.67 を適宜参考にした。

44 Tib. ram 字

45 イーシャーナ、アグニ、ニルリッティ、ヴァーユの方角については、[森雅秀 1994 「インド密教におけるバリ儀礼」『高野山大学密教文化研究所紀要』8号:192] を参照した。

する ([2.3])。

[3] 敬愛のための火の供養

まず、降三世印の印の結び方について説かれる。両手の背を付け、両無名指（薬指）を結んでから、小指を中指と親指によって添えて、人差し指を鉤の形にしてから、額に向けて保持するという ([3.1]、図2参照)。実践によって疲労した時は「オーム、クルクッラーよ、フリーヒ、スヴァーハー」 ([3.2]) と唱える。1万回唱えることで一切の有情が服従し、100万回で大臣、10万回で王が服従する。青蓮華の上でバターと蜂蜜を混ぜてから、アシュヴァッタの木の薪によって火による供養等をなし、供物を女尊の前に供えることで、一切の王は服従するという ([3.3])。

以上がSM No.174 八臂のクルクッラー成就法の概略である。チユンダーを含むクルクッラーの周囲8尊は持物や体色、座法が統一されている（マンダラにおける各尊格の配置図は図3を参照）。また、持ち物の一部を除くこれらの尊容は中尊であるクルクッラーと共通していることが特徴的である。周囲の尊格が中尊の尊容と関連する例は、アバヤーカラグプタ三部作に含まれる『ニシュパンナ・ヨーガーヴァリー』 *Niṣpannayogāvalī* (略号

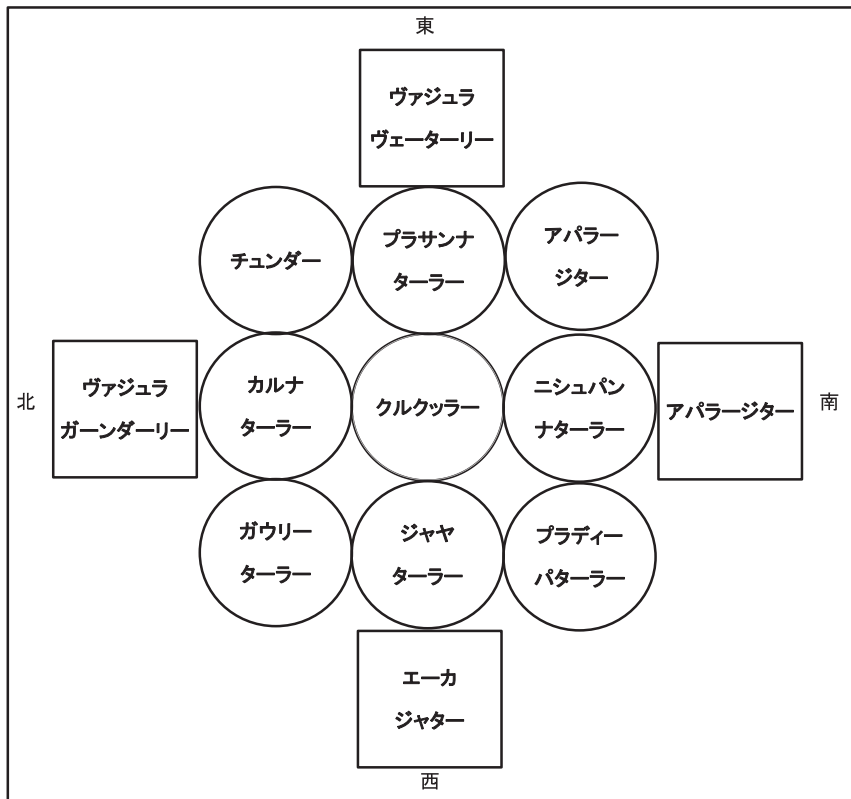


図3. SM No.174 八臂のクルクッラーマンダラ 各尊格配置図 (筆者作成)

NPY) No.6「ナイラートミヤーマンダラの章」⁴⁶のクルクッラーマンダラにもあらわれる。本成就法のチュンダーもまた、中尊クルクッラーのグループに属することを示唆する。なお、南東と南の門にはアパラージャーが配されているが、尊格が重複する理由は明らかではない⁴⁷。

尊格の観想後は国王や大臣、一切の有情を対象とする敬愛の儀軌が説かれる。特に本成就法では王を対象にした「王敬愛法」が説かれる。王敬愛法は『文殊師利根本タントラ』や『不空罽索神変真言経』等でも見られるほか⁴⁸、[松長 1966: 90]では不空訳の『大随求陀羅尼』⁴⁹、『降三世忿怒明王念誦儀軌』⁵⁰等⁵¹の経典を挙げた上で、前者は「国王・大臣を敬愛する法」、後者は「国王・大臣に敬愛される法」として機能を大別している。本成就法は国王・大臣を服従させる儀軌が説かれていることから、後者の機能に該当する。また、中尊クルクッラーが降三世印を結ぶことから、本成就法は特に『降三世忿怒明王念誦儀軌』との関連性が見られる。以上がクルクッラー成就法の概要である。次節にて、チュンダー成就法の特徴を考察する。

4. 考察

以上、SMにおける単独のチュンダー成就法とクルクッラーマンダラにおけるチュンダーの成就法について述べた。SM Nos.129-131は、インドで出土したチュンダーの作例の中で最も多い一面四臂の姿を持つチュンダー単独の成就法である。これら3種の儀軌次第を相互に比較すると、一部に異動はあるものの、いずれも観想の準備から始まり、チュンダーを観想して神秘的合一をした後、結印やマントラの読誦といった行者の行為が説かれるまでの一連の流れが共通している。インド後期密教の代表的な護摩儀軌として知られる『ジュヨーティル・マンジャリー』*Jyotirmañjarī*では、「白」は息災法を修する時に用いられる色である⁵²。本成就法のチュンダーの体色は「秋の月の色」(白色)で共通しており、『准胝陀羅尼』で主に説かれる息災法の功德との関連がうかがえる。

一方、SM No.174で観想されるチュンダーは、王敬愛法の機能を持つクルクッラーマンダラの北東に位置し、赤色の体色である。中尊クルクッラーの周囲にいる8尊の尊容は、

46 同様に『ヴァジュラーヴァリー』*Vajrāvai* No.6にも表れている。(森雅秀 1994『ヴァジュラーヴァリー』所説のマンダラ——尊名リストおよび配置図』『高野山大学密教文化研究所紀要』(14): 289)

47 なお、チベット訳においても同様である。

48 伊藤堯貴 2005「チベット訳密教経典にみられる王敬愛法の梵文音写に関する報告」『智山学報』54号、261-286

49 『普遍光明清浄熾盛如意宝印心無能勝大明王大随求陀羅尼経』No.1153A.D.746~774

50 (大正 No.1210)

51 その他、『金翅鳥(こんじちょう)王品』、『如意宝珠転輪秘密現身成仏金輪呪王経』が挙げられている。なお、『金翅鳥王品』に関しては偽経説があり、以下の研究で検討されている。(スティープン・トレンソン 2017「平家納経経箱意匠の一考察—醍醐寺の龍神信仰の視座より」『人間文化研究』9号、pp.1-20)

52 [森 1993]によると護摩儀礼(火に供物を投じる儀礼)は息災、増益、調伏の三修法が初期に整備され、後に敬愛法が加えられ四修法となったという。

中尊の体色（赤）と持物（与願印・青蓮華）、座法（金剛結跏趺坐）が共通している他、チュンダーとアパラジターを除く6尊の名称にターラーの名が含まれている。クルクッラーは別名「赤ターラー」としても知られていることから⁵³、6尊は中尊に関連する女尊として配置されたことが推察される。ターラーの名を持たないチュンダーとアパラジターが中尊クルクッラーのグループとして見なされた理由は明確ではないものの、『准胝陀羅尼』にアパラジターが登場しており、チュンダーとの結びつきが確認できる。さらに、金剛智訳・不空訳では敬愛法を含む四修法の機能が説かれることから、両訳で用いられた『准胝陀羅尼』に関連するテキストがSM No.174の制作時にインドで流布しており、チュンダーとアパラジターがクルクッラーマンダラに取り入れられる際に影響を与えた可能性がある。

また、一般に成就法の実践次第において、行者と本尊が一体化した後に尊格を固定するため行者の身体の部位に文字を観想する行為（布置観）がある。SM Nos.129, 131では心臓と眉間と首と頭の4か所に文字ではなく印を結ぶ（触れる）ことが説かれているほか、SM No.130においては印を身体の各部位に「布置すべき (nyaset)」という語が用いられている。後者において心臓で種字を思念した後の布置する箇所について具体的に明記はされていないが、SM Nos.129, 131より推察すると、「眉間」と「首」と「頭」の3か所が考えられる。

上記のように身体の各部位に文字ではなく印を置いて尊格の真言を唱える例としては、SM No.28の「聖なるハーラーハラ [世自在] 成就法」があげられる⁵⁴。その目的に関しては明確にされていないが、SMではすでに知られている次第は省略されることが少なくないことから、文字の布置と同様に、印を身体の上で結びマントラを唱えることで尊格を自身に固定する役割が考えられる。一方、SM No.129,131ではこの印を置き、「守護 (rakṣā)」

No.129	No.130	No.131
-padmacandrāsanasthām bhāvayet/ paścāt mudrām bandhayet/ hr̥dūrṇākāṅṭhamūrdhhasu rakṣām kṛtvā japam kuryyāt/ 【訳】蓮華の[上の]月[輪]に坐す(チュンダーを)生ぜしめるべきである。その後、印を結ぶべきである。心臓と眉間と首と頭において守護をなして読誦をなすべきである。	-vigrahām ātmānam jhātīti niṣpādyā nijabjāṃ ca hr̥di vicintya mudrām triṣu sthāneṣu nyaset/ 【訳】(チュンダーの)姿を、すばやく自身として完成させる。また、自身の種字を心臓において思念し、印を3つの場所において布置するべきである。	-padmacandre sattvaparyyaṅkāśīnām bhāvayet/ paścān mudrayā hr̥dūrṇākāṅṭha- mūrdhasu saṃspr̥śya rakṣām kṛtvā japam kuryyāt/ 【訳】蓮華の[上の]月においてサットヴァパルヤンカで坐す(チュンダーを)生ぜしめるべきである。その後、印によって心臓と眉間と首と頭に触れてから守護をなして、読誦をなすべきである。

表4. SM Nos.129～131 単独のチュンダー成就法において印を結ぶ場面で用いられる表現
(この表は [Bhattacharya: 1968a] Nos.129-131 を基に筆者が作成した)

53 (頼富・下泉 1994:206-7)

54 (佐久間 2011: 395-405)

をなすことが明示されている（以下表4参照）。

陀羅尼に由来する尊格が観想される際、その陀羅尼が持つ機能が成就法の内容と関連する例がある。例えば、五護陀羅尼 Pañcarakṣā に含まれる『大随求陀羅尼』が神格化されたマハープラティサラー明妃の成就法である SM No.195 では、尊格と行者が合一する場面において "adhitiṣṭet" (adhi-√sthā~の上に立つ、留まる、守護する) の語が用いられ、「自身にマハープラティサラー明妃を留まらせる（同一化させる）」ことが説かれている。『大随求陀羅尼』は様々な現世利益を説く初期密教経典であり、単体では守護を目的とした性格が強い。尊格との合一の場面で通常使用される「引き入れるべきである (praveśayet)」や「生ぜしめるべきである (bhāvayet)」等の語を用いずに "adhitiṣṭet" が使用されていることから、『大随求陀羅尼』の持つ守護的な性格をあらわしているものと思われる⁵⁵。『准胝陀羅尼』も同様に、病氣平癒や疫病消除等の機能を持ち、衆生の救済や守護が期待される陀羅尼である。本陀羅尼の持つ積極的な守護の機能が、チュンダー女尊のもつ性格の一つとして成就法で強調されていると推察される。

チュンダー単独の成就法で行者が結ぶ「チュンダーの印」は、法賢訳『尊那菩薩儀軌』の尊那菩薩根本印、『無量寿軌』の被甲護身印、『聖なる金剛手成就法』の金剛甲冑印と類似している。身体の各部位に印を置くことによって尊格から守護を得るという機能は、『無量寿軌』の被甲護身印と、前述したチュンダー印の機能で共通することからも、チュンダー印は被甲護身印（甲冑印）の一種である可能性が考えられる。なお、『無量寿軌』は阿弥陀如来が観自在菩薩（観音）と同位体である説が採られていることが知られている⁵⁶。中国・日本において観音の一つとして見なされるようになったチュンダー信仰の背景について、本儀軌書の内容の検討も含め今後の研究課題としたい。

55 [園田 2014]

56 (中御門 2007)

付録 A. SM Nos.129-131 チュンダー成就法の内容構成対照表⁵⁷

No.129	No.130	No.131
[0] 帰敬偈 全ての勝者たちを、また、マハルディカー(大神通力)を持つ女神チュンダー(准胎)に礼拝してから、かの(チュンダーの)慈悲を(得るために)、速やかに成就する成就法を略説しよう。	[0] (なし)	[0] (なし)
[1] 本尊観想の準備 [1.1] 種字の観想 まず第一に、真言行者は自身の心臓の月輪【の中央 ⁵⁸ 】において、第3列 ⁵⁹ の初めの字(c)であり、第5番目の字(u)によって書かれた ⁶⁰ 、半月としくによって飾られている種字(cum 字)を「観想する」。 [1.2] 供養女の真言 秋の ⁶¹ (TIB. なし) 月から生じた花環をもち、一切諸仏によって加持され、輝く。その光線によって生じた女尊を、師と完成された世尊等を見て、頂礼によって、このマントラをもって供養するべきである。 「オーム、金剛煙(香)女よ(vajradūpe)、フーム、オーム、金剛華(花)女よ(vajrapuṣpe)、フーム、オーム、金剛燈女よ(vajradīpa)、フーム、オーム、金剛香(塗)女よ(vajragandhe)、フーム、オーム、金剛食(飯)女よ(vajra-naivedye)、フーム」 [1.3] 三帰の偈 それから『三宝は私の庇護所である ⁶² 。すべての罪 ⁶³ を懺悔する。世間の福德に随喜し、心を仏菩提に留める』等 ⁶⁴ と説くべきである。 [1.4] 空性の観想 それから、その誓願に随って一切の法に自性が存在しないことをこのマントラによって観想するべきである。	[1] 本尊観想の準備 [1.1] 種字の観想 まず第一に、自身の心臓の月(輪)において、白いcum字を見て、その光線によって仏などを供養し、敬礼し、また、称赞してから、 [1.2] 七種無上供養 懺悔などの七種無上供養 ⁶⁵ と、 [1.3] 三帰の偈 三帰の偈を唱えて、許されてから、 [1.4] 四梵住の観想 四梵住を生ぜしめて、 [1.5] 空性の観想 空性を観想すべし。	[1] 本尊観想の準備 [1.1] 種字の観想 まず第一に、心臓において月(輪)の中央にあるcum字から放たれる光線によって生じた師、ブツダ、菩薩を眼前に見てから、 [1.2] 供養女の真言 「オーム、金剛花よ、フーム」等というマントラによって供養などをなすべきである。 [1.3] 三帰の偈 そこで、三帰の偈を唱えるべきである。 [1.4] 空性の観想 その無上の空性を生ぜしめてから、「オーム、私は空性智金剛というものを本性とするものである」(空性智金剛の真言)と唱えるべきである。

57 ここでは、SMに説かれている単独のチュンダー成就法 SM Nos.129-131 の内容構成を対照させ一覽にまとめた。和訳に際しては[Bhattacharya: 1968a]No.129、No.130、No.131を底本とし、チベット語訳にデルゲ版 No.3346、No.3520、No.3246、『サーダナ・シャタカ』(Gudrun Bühnemann1994: Sādhanaśataka、略号 SŚ) No.38、『サーダナ・シャタパンチャシカー』(Gudrun Bühnemann1994: Sādhanaśata-pañcāśikā、略号 SP) No.106、および、酒井氏の和訳(1989)を適宜参考にした。各和訳の見出しは、いずれも筆者が作成したものである。なお、Nos.129-131間を比較して独自の要素を持つ内容には下線を付した。

58 D No.3346 のみ

59 D No.3346: trṭīya-varga, SŚ No.38: tri-varga

60 D No.3346: 飾られ

61 D No.3346: omit.

62 D No.3346: 三宝という庇護所に赴き、

63 D No.3346: 罪など

64 『アドヴァヤヴァジュラ著作集』「悪見破斥 Kudrṣṭinirghātana」に記される三帰の偈一部と共通する(氏家 昭夫 1974「ネパールの仏教儀礼の紹介」『密教文化』105. 密教研究会 . p.91、密教聖典研究会『アドヴァヤヴァジュラ著作集』 pp.214-215)

65 七種無上供養 (pāpa-deśanādi-sapta-vidhānuttara-pūjā)

<p>「オーム、私は空性智金剛というものを本性とするものである」(空性智金剛の真言)</p>		
<p>[1.5] 一切諸法の清浄性の観想 次に考えてから、種字は幻に等しい姿をもち、三世に例外はない。 「自性が清浄である一切諸法よ、私は自性清浄である」(浄三業)</p>		
<p>[2] チュンダーの観想と神秘的合一</p> <p>それから、以前説いた種字から生じた聖なる女尊チュンダーの姿によって、自身に生じさせるべきである。秋の月の光の [ような⁶⁶⁾] 4 臂 [のうち]、右に与願印、左に経典に印づけられた蓮華をもち、2 つの手に鉢を持ち、一切の装飾品で飾られ、蓮華の [上の] 月 [輪] に坐す [チュンダーを] 生ぜしめるべきである。</p>	<p>[2] チュンダーの観想と神秘的合一</p> <p>そして、二重の花弁の蓮華 (二重蓮華) の [上の] 月 [輪] において、再び自身の種字を観想する。その変化によって聖なるチュンダーを [観想する]。[その姿は] 秋の月のような色 (白色) で、一面四臂で、与願印の右手をもち、蓮華の印が入った経典を左手に持ち、鉢を残りの 2 臂に持ち、様々な装飾で飾られ、金剛薩埵 (の化仏) の王冠で、無数の有情の利益を行う輝きつつある姿を、すばやく自身として完成させる。</p>	<p>[2チュンダーの観想と] 神秘的合一</p> <p>そして cum (から) 完成した秋の月の光のような、4 臂で、一切の装飾に飾られ、右において与願印、左において経典と蓮、残りの腕で鉢を持ち、蓮華の [上の] 月においてサットヴァパルヤンカで坐す [チュンダーを] 生ぜしめるべきである。</p>
<p>[3] 行者の身体的行為</p> <p>[3.1] 印による守護 その後、印を結ぶべきである。心臓と眉間と首と頭において守護をなして読誦をなすべきである。</p> <p>[3.2] チュンダー印の結印 そこで、この印を [結ぶ]。2 つの手によって合掌をなして、2 つの人差し指を、中指の中央に、円形によって密着させ、[2つの] 親指を近づける⁶⁷⁾。これがチュンダーの印⁶⁸⁾ であり、</p> <p>[3.3] マントラ また、マントラはこ [のとおり] である。「オーム、チャレー (活動する女神よ)、チュレー (奮い立つ女神よ)、チュンダーよ、スヴァーハー」</p>	<p>[3] 行者の身体的行為</p> <p>[3.1] 印の布置 また、自身の種字を心臓において思念し、印を 3 つの場所において布置するべきである。</p> <p>[3.2] 結印 2 つの手によって合掌をなし、人差し指によって中央において円形によって密着させた 2 つの親指を近づける。</p> <p>[3.3] マントラ マントラはこ [のとおり] である。「オーム、チャレー (活動する女神よ)、チュレー (奮い立つ女神よ)、チュンダーよ、スヴァーハー」</p>	<p>[3] 行者の身体的行為</p> <p>[3.1] 印による守護 その後、印によって心臓と眉間と首と頭に触れてから守護をなして、読誦をなすべきである。</p> <p>[3.2] マントラ 「オーム、チャレー (活動する女神よ)、チュレー (奮い立つ女神よ)、チュンダーよ、スヴァーハー」</p> <p>[3.3] 結印 その時、印は、合掌した 2 つの手をなして、人差し指と中指によって中央で円形のような形によって、中央において円形によって 2 つの親指をそばに立てる。</p>

66 D No.3346: 「秋の月のような」

67 D No.3346: 「重ねる」

68 「次結尊那菩薩根本印。以二手作拳。二中指如針。二頭指安中指節。二拇指安頭指側。安頂上成印。結此印時。誦尊那菩薩根本大明。而於自身作大擁護。時行人於結印誦明時。得尊那菩薩歡喜顧視」(大正 No.1169, 20 卷 688 頁 a 段 11 行 -15 行)

付録 B. SM No.174 「八臂のクルクッラー成就法」和訳

ここでは、SM に説かれている八臂のクルクッラー成就法の和訳を取り上げる。和訳に際して、[Bhattacharya: 1968a] No.174 を底本とし、サンスクリット写本に東京大学所蔵写本 (Matsunami, Seiren 1965, No. 451、略号 T)、チベット語訳にデルゲ版 No.3214 (略号 D)、『サーダナ・シャタパンチャーシカー』(Gudrun Bühnemann 1994: Sādhanaśatapañcāśikā、略号 SP) No.67 を適宜参考にした。各和訳の見出しは、いずれも筆者が作成したものである。

SM No.174 「八臂のクルクッラー成就法」和訳

[1] 本尊観想の準備

[1.1] 空性の観想

以前 [説いた] ように、空性の究竟を観想してから、

[1.2] hrīh 字の拡散と収縮

re 字⁶⁹ から変化した日輪 [の上] で hrīh 字を拡散、収縮させて (再び) 広げることを瞑想する。

[2] マンダラの観想

[2.1] 中尊クルクッラー

その後、直ちにその上で変化した赤い体色の八臂の女尊クルクッラーを観想する。[クルクッラーは] 赤い八葉蓮華の日輪において金剛跏趺坐で金剛籠の中央に坐す。主要な両手は降三世印を結び、残りの右手によって鉤、耳まで引いた矢を持ち、与願印を結ぶ。左手に鞆索、弓、蓮華を持ち、一切の裝飾で飾られた女神を観想すべきであるという。

[2.2] 四方四惟の明妃 70

[中尊クルクッラーの] 東にプラサンナターラー Prasannatārā、南にニユシュパンナターラー Niṣpannatārā、西にジャヤターラー Jayatārā、北にカルナターラー Karnatārā、イーシャーナ (北東) にチュンダー、アグニ (南東) にアパラージター Aparājītā、ニルリッティ (南西) にプラディーパターラー Pradīpatārā、ヴァーユ (北西) にガウリーターラー Gaurītārā である。各尊格の体色は赤色、右に与願印、矢、左に青蓮華、弓をもち、五

SM No.174
[1]本尊観想の準備
[1.1]空性の観想
[1.2]hrīh 字の拡散と収縮
[2]マンダラの観想
[2.1]中尊クルクッラー
[2.2]四方四惟の明妃
[2.3]四方の門衛女
[3]敬愛のための火の供養
[3.1]結印 (降三世印)
[3.2]疲労した時のマントラ
[3.3]敬愛法

八臂のクルクッラー成就法内容構成

(この表は [Bhattacharya: 1968a] Nos.129-131 を基に筆者が作成した)

69 raṃ 字

70 イーシャーナ、アグニ、ニルリッティ、ヴァーユの方角については、[森雅秀 1994 「インド密教におけるバリ儀礼」『高野山大学密教文化研究所紀要』8号: 192] を参照した。

如来の冠をつけ、金剛結跏趺坐で坐す。

[2.3] 四方の門衛女

[続けて、]東門にヴァジュラヴェーターリー Vajravetāli を[観想する]。隆起した腹で、歪んだ顔をしており、[体色は]赤色で阿闍如来の(化仏の)ついた冠をかぶり、右手にタルジャーニー印と鉤、左手に金剛杵と羂索を持つ。

南門にアパラジター Aparājitā⁷¹ を[観想する]。体色は黄色で、宝生如来の冠、右手に杖と鉤、左手に鈴と檢索を持つ。

西門にエーカジャター Ekajātā を[観想する]。[体色は]青黒色で逆立った髪[をもち]、隆起した腹で、齒を立てている。阿弥陀如来の冠を付け、右手に金剛杵と鉤、左手に鈴と羂索を持つ。

北門にヴァジュラガンダーリー Vajragāndhārī を観想する。体色は金色がかった緑で、不空成就の冠を付け、歪んだ顔で隆起した腹で、右手に劍⁷²と鉤、左手に杖と羂索を持つ[姿を] 観想すべきである。これら[4尊]は展左⁷³の姿勢である。

[3] 敬愛のための火の供養

[3.1] 結印(降三世印)

その場合、降三世印はこのようである。両手の背を付け、両無名指(葉指)を結んでから、小指を中指と親指によって添えて、人差し指を鉤の形にしてから、額に向けて保持する。

[3.2] 疲労した時のマントラ

実践によって疲労した時は以下の真言を唱える。「オーム、クルクッラーよ、フリーヒ、スヴァーハー」

[3.3] 敬愛法

1万回唱えることで一切の有情が敬愛する⁷⁴。100万回で大臣が、10万回で王が(服従する)。青蓮華[の上]でバターと蜂蜜を混ぜてから、アシュヴァッタ aśvattha の木の薪によって火による供養をなし、望ましい場所で成就する。ベルノキ śrīphalāna によって火を完全に燃え上がらせてから、(⁷⁵バターと蜂蜜を混ぜてベルノキを[供物として]与えるべきである⁷⁵)。王と大臣ら⁷⁶は敬愛が生じるといふ。1000の青蓮華を[供物として]与えるべきであり、1000のバターと油を女尊の前に供えるべきである。一切の王は服従

71 南東に位置するアパラジターと重複しているが、理由は明らかではない。なお、T, D も同様。

72 D: kha tam ga (三叉戟)

73 左足を伸ばして右ひざを曲げる姿勢。

74 B: vāsyā bhavanti, Tib: dbang du 'gyur ro vaśya (敬愛、服従、支配)の複数形、bhavanti は、動詞√bhūの三人称複数現在形

75 D: མར་དང་ཐུང་ལ་བཞིན་ཤིང་དཔལ་གྱི་འབྲས་བུ་བྱིན་ལྷོན་གྱིས་འབྲས་བུ་ལ་སྤོང་སྤོན་སོ་ནམས་དབང་དུ་འགྱུར་ནི། (バターと蜂蜜を繰り返し聖なる果実 'bras bu (skt. śrī-phalana) の火による供養を10万回なして王と大臣を支配する。)

76 T: rājamantriṇo

するという。

〈参考文献〉

- 大塚伸夫 2013『インド初期密教成立過程の研究』, pp.753-755.
- 奥山直司 1998「Sādhanaśataka について」『印度学仏教学研究』46巻2号, pp.142-147.
- . 2005「『サーダナマーラー』成就法の花環」『インド後期密教(上)』(2021新装版), pp.161-186.
- 酒井真典 1989「准胝仏母 Cundā」『酒井真典著作集 第4巻 後期密教研究』法蔵館, pp.61-95.
- 佐久間留理子 2011『インド密教の観自在研究』山喜房仏書林.
- . 2015a『観音菩薩:変幻自在な姿をとる救済者』春秋社.
- . 2015b『カーランダ・ビューハ・ストラ』における六字真言と准胝陀羅尼」『印度学仏教学研究』64巻1号, 日本印度学仏教学会, pp.100-105.
- 園田沙弥佳 2013「『成就法の花環』におけるマハープラティサラー明妃成就法」『東洋大学大学院紀要』50号, 東洋大学大学院, pp.101-123.
- . 2019「インド密教における五護陀羅尼と女尊—MahāmāyūrīとMārīcīを中心に—」『東洋学研究』57号, pp.167-180.
- . 2022「『大護明陀羅尼』注釈書とヴァイシャーリー疫病消除説話」『東洋学研究』59号, pp.143-158.
- 田中公明 2016「オリッサ発現の曼荼羅的構造をもったチュンダー(准提)像について」『東洋文化研究所紀要』170号, 東京大学東洋文化研究所, 41-52.
- . 2017『両界曼荼羅の仏たち』春秋社.
- 塚本啓祥・松長有慶・磯田熙文編 1989『梵語仏典の研究 IV 密教経典編』平楽寺書店.
- 中御門敬教 2007「『無量寿如来観行供養儀軌』の研究」『印度学仏教学研究』113号, 日本印度学仏教学会, pp.32-37.
- 布施浄明 2004「頼諭記『十八道口訣』二巻と教舜記『十八道口伝』二巻について②」『現代密教』17, 智山伝法院, pp.203-223.
- 松長有慶 1966「シナ訳密教経典にみる国王観」『密教文化』77-78号, pp.79-95.
- 森雅秀 1993「インド密教における護摩儀礼の展開」『印度学仏教学研究』42(1), pp.420-412.
- . 2017『仏教の女神たち』春秋社.
- . 2001『インド密教の仏たち』春秋社.
- 頼富本宏・下泉全暁 1994『密教仏像図典』人文書院.
- Bhattacharya, Benoytosh, ed. 1968a. *The Sādhanaṃālā. vol. II. Gaekwad's Oriental series 41*. Baroda: Oriental Institute.
- . 1968b. *The Indian Buddhist Iconography*. Calcutta: Firma K. L. Mukhopadhyay.
- Gudrun Bühnemann (compiled) 1994, *Sādhanaśataka and Sādhanaśatapañcāśikā Two Buddhist Sādhana Collections in Sanskrit Manuscript*. Universität Wien.
- Matsunami, Seiren (comp.). 1965. *A Catalogue of the Sanskrit Manuscripts in the Tokyo University Library* (『東京大学附属図書館所蔵梵文写本解説目録』). Tokyo.
- Sonoda, Sayaka 2022 “The Commentaries on Pañcarakṣā in the Tibetan Tripitaka”. *Journal of Indian And Buddhist Studies* 70. pp.155-160.

〈キーワード〉 チュンダー, 准胝, 陀羅尼, 敬愛法, 『サーダナ・マーラー』